

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による採石法及び砂利採取法の改正に伴い、採石法及び砂利採取法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年十二月二十六日から施行することとした。